



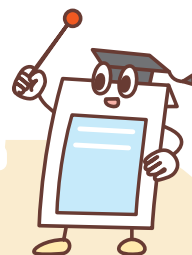
医療機関や薬局では、 おトクなジェネリック医薬品 を選びませんか？



ジェネリック医薬品に関する詳細はこちら



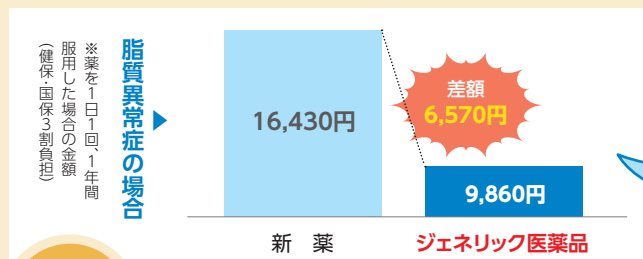
ジェネリック医薬品について知ろう！



その
1

先発医薬品より 低価格

先発医薬品の特許期間が過ぎたあと、同じ有効成分を利用して研究開発することから、開発コストを大幅に抑えることができます。



その
2

先発医薬品と同等の 効果・安全性

先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、効き目や安全性が新薬と同等であると国から認められています。



新薬の開発には数百億円もの資金が必要と言われており、こうしたコストが新薬の価格に反映されています。



その
3

飲みやすいように改良したり様々な工夫がされています

ジェネリック医薬品の中には先発医薬品と色や形、味や香り等が異なるものもあります。製剤開発の工夫により、飲みやすく改良されることがあるからです。



大きさを小さく



水なしでも飲めるお薬に



錠剤をゼリー状や液状に



苦みを抑える

その
4

ジェネリック医薬品を選択しないとお薬代が高くなることも

ジェネリック医薬品があるお薬で、**先発医薬品の処方希望される場合、「特別の料金」をお支払いいただく仕組み**が令和6年10月より始まっています。

※先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は発生しません。

特別料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちら



「特別の料金」とは… 通常の1～3割の患者負担とは別に、先発医薬品とジェネリック医薬品の薬価の差額の1/4相当の料金

プラス

もっと知りたい！

ジェネリック医薬品はどれくらい使用されているの？

① ジェネリック医薬品の使用割合は年々上昇しており、協会けんぽ千葉支部の使用割合は**89.5%**（※）です。※令和7年4月診療分

ジェネリック医薬品を処方してもらうにはどうすればいいの？

① まずは、かかりつけの医師または薬剤師にご相談ください。

※現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は医療機関や薬局とよくご相談ください。

メンタルヘルス対策にお悩みの 事業主さま・事業所ご担当者さまへ



どんなことをすれば
いいんだろう...

対策に取り組む
人員が足りない...



事業所内でメンタルヘルス対策を実施したくても、様々な理由からお困りの方も多いのではないのでしょうか。

メンタルヘルス対策の考え方と事業場外資源（支援サービス）をご紹介します！

Q.メンタルヘルス対策、事業所として 何から始めればいいのでしょうか

キーワードは
4つのケア！

- 労働者によるセルフケア
- ラインによるケア（※）
※労働者と日常的に接する管理監督者が、心の健康に関して
職場環境等の改善や労働者に対する相談対応を行うこと。
- 産業医、衛生管理者等によるケア
- **事業場外資源によるケア**

！ 4つのケアが
継続的かつ計画的に行われることが重要です。

Q.具体的には何をのでしょうか

- 社内、社外の相談先の情報提供
- 「いつもと違う」部下の把握と対応
- メンタルヘルス講習やストレスチェックの実施
- 休職者の復帰支援 等



Q.「事業場外資源によるケア」にはどんなものがありますか

独立行政法人労働者健康安全機構が設置する「**産業保健総合支援センター**」や「**地域産業保健センター**」をご活用いただけます。

千葉産業保健総合支援センター（千葉さんぽセンター）

事業場規模に関係なく事業者や産業保健スタッフなどを対象に、
専門的な相談への対応や研修などを行います。

- ▶ 産業保健関係者からの相談への対応、研修実施
- ▶ 個別訪問支援
- ▶ 管理監督者・若年労働者向けのメンタルヘルス教育
- ▶ 治療と仕事の両立支援
- ▶ 産業保健に関する情報提供 等

詳しくは
こちら



千葉さんぽセンター（TEL043-202-3639）までお問合せいただくか、
ホームページをご覧ください。

どちらも
無料!!

地域産業保健センター（地さんぽ）※千葉県内に9か所

労働者50人未満の小規模事業場を対象に、
相談などへの対応を行います。

- ▶ 相談対応
（労働者の健康管理、長時間労働者に対する面接指導 等）
- ▶ 個別訪問指導（医師等による職場巡視 等）
- ▶ 産業保健に関する情報提供 等

詳しくは
こちら



最寄りの地さんぽにお問い合わせいただくか、千葉さんぽセンターの
ホームページをご覧ください。

！ ご注意ください

工作中・通勤途中のケガ等には **健康保険**をご使用いただけません

ケガ等により健康保険で医療機関を受診された場合は、以下の「健康保険が使えない」ケースに該当しないか確認をさせていただくため、
文書による照会を行う場合があります。

照会文書「**負傷原因回答票**」が届いた際は必ずご回答のうえ、ご返送くださいますようお願いいたします。

健康保険が
使える

- プライベートでのケガ
- 第三者行為によるケガ（交通事故や暴力など）

「第三者行為による傷病届」を提出
いただく必要があります。

「第三者行為による傷病届」はこちら



健康保険が
使えない

- × 業務上の理由により病気やケガをしたとき（業務災害）
- × 通勤途中にケガをしたとき（通勤災害）

労災保険のご相談は事業所を管轄する
労働基準監督署へご連絡ください。

労働基準監督署の管轄地域と連絡先はこちら



全国健康保険協会 千葉支部
協会けんぽ

〒260-8645 千葉市中央区新町3-13
日本生命千葉駅前ビル2階

☎ **043-332-2811**

※令和7年1月6日から電話番号が変更しております

営業時間 平日 8:30~17:15



申請書はすべて協
会けんぽのホーム
ページからダウン
ロードできます



LINE公式アカウ
ント始めました！
友だち募集中!!

これからは
**医療を受けるなら
マイナンバーカード。**

保険証は、マイナ保険証へ。

